

緊急通報装置等利用にかかる承諾書

1 事業の利用について

- (1) 個人情報を含む、本申請の内容及び搬送先などの状況を市、関係機関及び受託事業者へ情報共有すること。
- (2) 通報後に利用者や緊急連絡先と連絡が取れない場合、建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。
- (3) 消防署が出動し、やむを得ない事情により、建物等の一部を破損した場合、市、関係機関及び受託事業者は損害賠償等一切の責任を負わないこと。
- (4) 緊急通報装置（煙感知器・ペンダント含む）及びその他機器について、故意過失により紛失や毀損した場合、その弁済費用は利用者の負担とすること。
- (5) 緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開く場合があることを了承すること。
なお、撤去時の原状回復について、市及び受託事業者へ責めを一切請求しないこと。
- (6) NTT アナログ回線以外の電話回線を利用する場合は、停電や通信会社の不具合等による不通報や音声不良等により、通常のサービスが提供されない場合があること。（モバイル端末型緊急通報装置を除く）

2 鍵預かりについて

- (1) 利用者が事前に鍵を準備すること。
- (2) 複製した鍵一組を委託業者が管理すること。
- (3) 工事設置前日までに鍵が準備されていない場合、受信対応時に建物等の一部を破損しても、市、関係機関及び受託事業者は損害賠償等一切の責任を負わないこと。
- (4) 緊急通報発生時において、受託事業者が管理している鍵により、利用者の住居の扉を解錠すること。
- (5) 鍵の変更があった場合、速やかに受託事業者へ連絡すること。また、鍵の更新ができていない場合の救急対応の遅延について、損害賠償を求めないこと。
- (6) この事業を利用しなくなった場合において、3ヵ月間受託事業者が管理している鍵の引き取りができない場合は、市がそのカギを処分すること。

3 熱感知センサーについて（設置者のみ）

- (1) 利用にあたり、熱感知センサーは一定時間動きがないことを検知するもので、生命を守ることを保証するものではないこと。
- (2) パッシブ式センサーの場合、小動物や家電等の熱変化を誤感知することが考えられ、この場合対象利用者に動きがあると認識し、実際に倒れていても未発報となるケースがあること。
- (3) 24時間以上不在となる場合は、相談ボタンより不在連絡を行うこと。また、帰宅時も同様に連絡すること。
- (4) 異常通報を受信した場合、状況確認ができない場合は、深夜帯であっても緊急連絡先へ安否や状況の確認を依頼するとともに、受託事業者や市消防職員等が自宅へ入り状況を確認すること。
- (5) 自宅内での生活状況の変化に伴い、熱感知センサーの検知が難しくなった場合は、センサーを取り外す場合があること。

4 モバイル端末型緊急通報装置について（設置者のみ）

- (1) モバイル端末型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。
- (2) 設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。
- (3) 通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。

私は、上記事項に同意し、市、関係機関及び受託事業者に対し、いかなる苦情又は損害賠償等の申し立てをしないことを承諾します。

（宛先）高槻市長

承諾日：令和 年 月 日

氏名： _____